

令和8年6月不用物品の売却に関する仕様書
(普通特種自動車(消防車) 計3台)

会 計 室
担当 武甕・平本 222-3687

- 1 売却物品は、売却物品明細書のとおりとし、保管場所から契約業者が引き取ることとする。また、売却物品は現状引渡しとする。
- 2 売却物品は、バッテリーの性能が低下、その他不具合によりエンジンが掛からない場合がある。
- 3 売却物品の不良箇所等は別添を参照のこと。ただし、本仕様書作成時点で把握している参考情報であり、現状については現物で確認すること。
- 4 売却物品及び搬出方法の下見については、以下のとおりとするので、前日の17:00までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。
なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による売却物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。
 - (1) 下見期間
日程：令和8年5月29日(金)、6月1日(月)
時間：各日とも9:00～17:00(ただし、12:00～13:00を除く)
(※1業者につき40分以内)
 - (2) 下見場所
京都市消防活動総合センター
京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4
 - (3) 連絡先
京都市消防局 総務部施設課 (担当：石田・菱野)
電話番号：075-212-6647
- 5 本市が預託済みのリサイクル料金37,360円(3台分合計金額)については、契約業者が負担するものとし、売却代金とは別に納付すること。
- 6 消防局から納入通知書を発行するので、契約決定の日から令和8年7月8日(水)までに売却代金及びリサイクル料金を納入すること。
- 7 引取期間は、代金納入の確認ができた日から令和8年7月8日(水)までとする。期間内に必ず引取りを完了すること。
なお、引取りを完了したときには、京都市長宛ての受領書を必ず消防局の担当者に手渡すこと。
- 8 引取りに当たっては、事前に消防局に連絡したうえで、指示された時間・

場所で行うこととし、保管場所での業務の支障にならないよう十分注意すること。また、火災及び事故等についても十分注意すること。

- 9 引取った物品は、輸送中に部品等を落下させないように十分注意すること。
- 10 この契約の履行に際して発生した事故・負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。
- 11 その他引取り作業の詳細については、会計室及び消防局の指示に従うこと。
- 12 売却物品を、再使用することなく廃車・処分する場合は、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。
- 13 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- 14 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- 15 その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。

以 上

令和8年6月売却物品明細書

番号	品名	規格形状等	取得価格 (円)	保管場所	リサイクル料金 預託状況
S 5	消防車 (水槽付消防ポン プ自動車)	日野 京都 800 は892	26,197,500	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (CD-1型消防車)	いすゞ 京都 800 す197	14,712,000	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (屈折はしご車)	日野 京都 800 は767	57,750,000	京都市消防活動総合センター	預託済

※登録識別情報等通知書有

保管場所

○京都市消防活動総合センター(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)
担当 (消防局総務部施設課 石田・菱野) TEL 075-212-6647

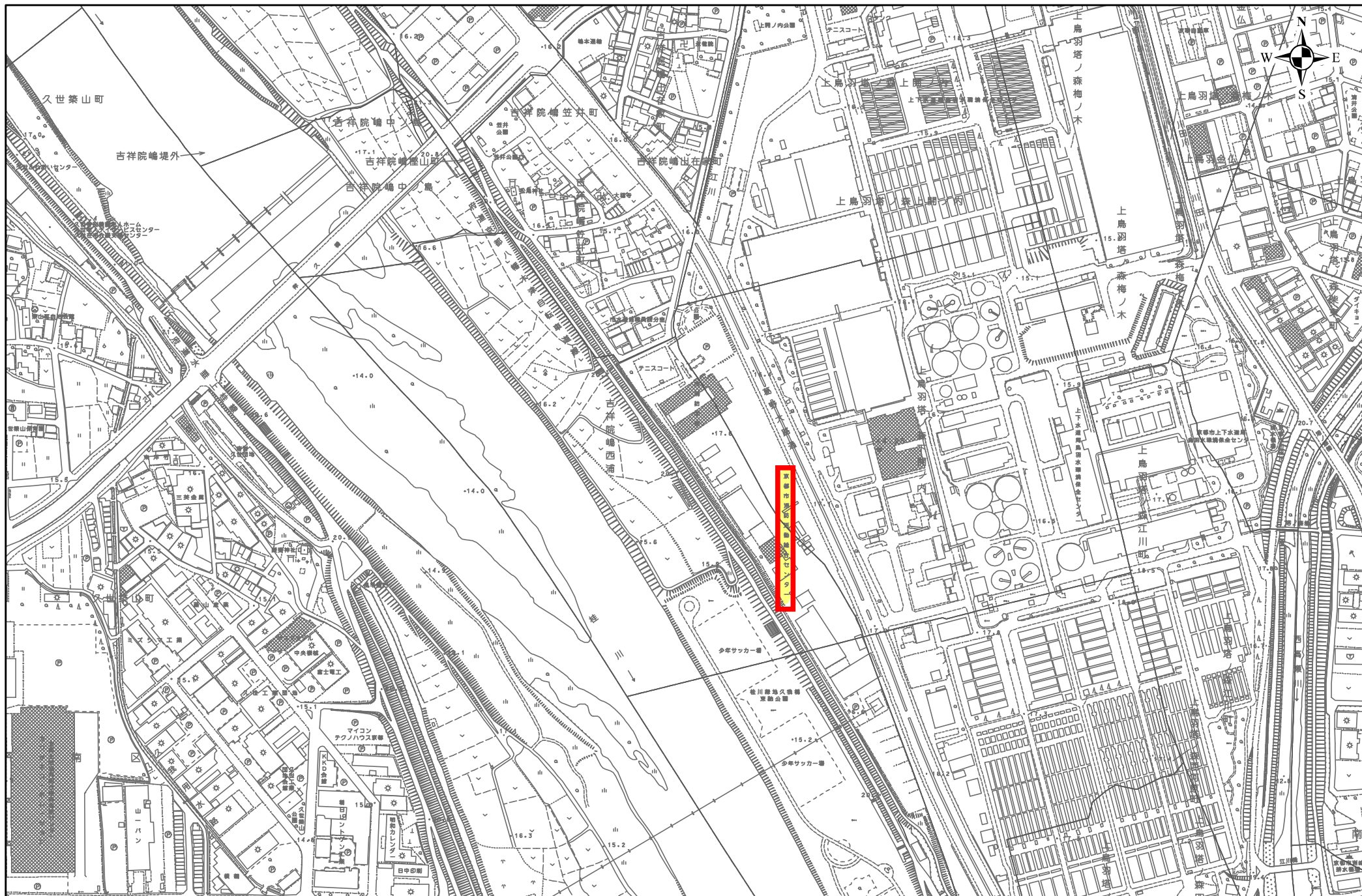
※現物の確認をする場合は、下見受付期間中に担当者に連絡すること。

S 5 不良箇所等の状況（参考）

車種	車両番号	状態
消防車 (水槽付消防ポンプ自動車)	日野 京都 800 は892	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (CD-I型消防車)	いすゞ 京都 800 す197	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (屈折はしご車)	日野 京都 800 は767	バッテリー上がりのため始動不能

*上記以外にも不良箇所がある可能性がある。

京都市消防活動総合センター



南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4

1:5,000

番号 02416

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800 行 892		令和 8年 5月 11日	平成 20年 3月	GD7JGW-10313			
日野		[262] BDG-GD7JGWA改		J07E			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本徳寺前町488 [26004 2573]					
自動車の種別	用途	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
普通	特種 自家用	[523]	6人	1200kg	8740kg	10270kg	
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前後軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
6.40	軽油			673mm	228mm	309mm	2760kg 2760kg 2760kg 5990kg
有効期間の満了する日	令和 9年 7月 9日						
備 考							
<p>【京都】、一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 この自動車は速度抑制装置の装備義務付の対象外です。 【走行距離計表示値】60,300km（令和7年5月15日） 【旧走行距離計表示値】57,500km（令和5年8月13日） 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 【改造内容】自京都第1183号、平成20年3月5日 [0398] 〕動力伝達装置 [0400] 車体・車体 以下余白</p>							

車両もくじをください。



令和 8年 5月 11日

京都運輸支局長

車両ID T9467TT6816520

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800- 197 197		令和 8年 5月 11日	平成 16年 1月	NKS81G-7000464			
いすゞ		[012] KR-NKS81GR		4HL1			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488					[25004 2573]
自動車の種別	用途	日産用・車載用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車	5人		5250kg	5525kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前軸重 前後軸重 後軸重
4.77 kW	軽油		[523]	575cm	190cm	268cm	1740kg
有効期間の満了する日	令和 9年 10月 10日						
備考 [京都]、一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 93,400km（令和7年9月18日） [旧走行距離計表示値] 92,600km（令和5年10月11日） 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 以下余白							

裏面を覗くたぐひない。

登録識別情報



令和 8年 5月 11日

京都運輸支局長

車両ID T9471QH3669622

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 02431 登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800-1767		令和 8年 5月 11日	平成 19年 3月	FE8JGW-10073			
日野		[262]ADG-FE8JGWA改		J08E			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004 2573]					
自動車の種別	用途	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
普通	特種 自家用	消防車 [523]	6人	1180kg	11930kg		
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
7.68kw	軽油			730cm	230cm	349cm	3620kg 7980kg
有効期間の満了する日	令和 8年 5月 11日						
備考 [京都]、一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 15,000km（令和6年5月2日） [旧走行距離計表示値] 14,000km（令和4年4月28日） 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [改造内容] 自京都第1173号 平成19年3月16日 [0398] 動力伝達装置 以下余白							

裏面もご覧ください。



令和 8年 5月 11日

京都運輸支局長

車両ID T9568RW1153951

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。